

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「今までの日本にない証券会社をつくらう」を合言葉とし、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」を目指しています。その実現に向け、当社は以下の「いちよしのクレド」(企業理念)の下、経営の公正性及び透明性を高め、機動的かつ適切な意思決定を行うことにより、業績の向上と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めていくことを経営上の重要課題の一つとしています。

また、指名委員会等設置会社の形態を採用し、業務執行に対する監督の強化を図るとともに、執行役員制度も導入し業務執行の迅速性、実効性を高めています。

「いちよしのクレド(企業理念)」

経営理念: 「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」
経営目標: 「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」
行動指針: 「感謝・誠実・勇気・迅速・継続 Long Term Good Relation」

「いちよしのクレド」では、会社をとりまくステークホルダーごとに、会社の存在意義を定めています。

社員ののために: 社員の個性を尊重し人材の育成に努める
「いちよし精神」 情熱をもって、真摯に努力し続けます。
「働きがい」 チームワークを重視し、社員の能力・創造性を活かした自由闊達な企業風土を構築します。

お客様ののために: 一人、一人の「いちばん」でありたい
「お客様第一」 常に、お客様の立場に立ち、まごころを込めて、アドバイスをを行います。
「良質なサービス」 社会や市場の変化に対応し、質の高い商品やサービスを提供します。

株主ののために: 持続的な業績向上を図り企業価値の増大に努める
「株主還元」 事業の収益性と財務の健全性を高め、株主への利益還元を図ります。
「情報の開示」 経営の透明性を確保するために、情報を適切に開示し、IR活動に努めます。

社会ののために: 金融・証券市場の担い手として社会の発展に貢献する
「社会的責任」 法令・諸規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。
「社会貢献」 企業活動を通じて地域社会と証券市場の発展に貢献します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

株式の政策保有は、取引関係がある会社との関係を進展させ当社のビジネスを発展させることなど特段の事情がない限り、政策保有をしないことを方針としています。

当社が保有可能な投資有価証券の総額は、取締役会の決定に基づき、純投資目的の保有と政策保有とを含め、当社の純資産の10%以内にとどめることとしています。なお、2018年3月末の割合は3.0%となっています。

政策保有株式についての議決権行使は、当該会社の状況を的確に把握し、必要に応じて対話を行い、その企業の持続的成長に資するかどうか、当該会社と取引する当社のビジネス発展に資するかどうか等について十分に検討した上で、行うこととしています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間取引については、取締役会規程において、当社及び株主共同の利益を害することがないよう、あらかじめ取締役会決議が必要であることを定めています。また、役員には、「業務執行確認書」及び「関連当事者間取引についてのアンケート」に毎年回答することを義務付けています。

【原則3-1 情報開示の充実】

3-1-(1)

当社は、経営理念・経営目標・行動指針を「いちよしのクレド」として定め、また、1996年以来、3年間を期限とする中期経営計画を策定し、ホームページ等に公表しています。

3-1-(2)

コーポレート・ガバナンスは、当社の経営が規律に基づき公平さを保って運営されることを目的とし、証券会社として求められる内部管理体制や適時開示の体制と相まって、当社の核にあるものです。

コーポレート・ガバナンスを企業経営の核として、実施してきた具体的方策については、数多くありますが、最も重要なものは、2003年6月に我が国に制度として導入されたばかりの「委員会等設置会社」(現在の「指名委員会等設置会社」)に移行したことです。

指名委員会等設置会社は、最もコーポレート・ガバナンスが機能する仕組みであると考えています。当社は以下の理由で指名委員会等設置会社に移行しました。

- ・経営の基本方針や業務執行上の重要な事項を決定し、取締役等の職務の執行を監督する機能(取締役会)と業務の執行機能(執行役)を分離して、経営の意思決定を迅速にして、業務の執行を機動的なものとするため。
- ・当社の健全な成長を図り、企業経営の透明性を高め、かつ株主の立場に立った経営を行い、よりガバナンスを強化するため。
- ・法律、会計、企業経営などの分野で造詣の深い社外取締役によって、幅広い意見を経営に活かすため。

3-1-(3)

当社の取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定は、報酬委員会で行われます。報酬委員会は、取締役3名(うち2名が社外取締役)で構成されています。その決定に関する方針及び手続は次の通りです。

- ・基本方針
取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。
- ・報酬の内容
当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」(単身赴任住宅補助等)とする。
- ・手続
報酬委員会が各取締役及び執行役と年2回面談を行い、評価したうえで、各役員の報酬額を決定する。
なお、各役員の報酬の方針、手続等は定時株主総会招集ご通知や有価証券報告書等において開示しています。

3-1-(4)

株主総会に提出する取締役選任議案あるいは解任議案の決定については、社外取締役が過半数を占める指名委員会で決定しています。また、執行役の選任・解任は取締役会において行っています。

なお、具体的な方針、手続等は定時株主総会招集ご通知や有価証券報告書等において開示しています。

3-1-(5)

当社の取締役候補の選任にあたっての指名委員会の定める基準は、次の通りです。

社内取締役については、経営感覚に秀でていること、指導力・先見性・企画力が優れていること、遵法精神に富んでいること、社内外の人望が厚いこと、及び心身ともに健康であること。

社外取締役については、人格・識見が優れていること、豊かな業務経験あるいは専門知識経験を有すること、遵法精神に富んでいること、社外取締役としての独立性を維持できること、及び心身ともに健康であること。また、会社法施行規則第2条第3項第7号に定められる社外取締役の要件、東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件、いずれも満たすこと。

取締役候補者の選任の理由は別表のとおりであり、定時株主総会招集ご通知の取締役選任議案においても説明しています。

当社の執行役の選任にあたっては、取締役会より委任された業務を執行する資質があることを基準としています。

〔補充原則4-1-1〕

当社の取締役会の権限や役割については、取締役会規程に詳細な定めをおいていますが、基本的な機能は、「当社の経営の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する」ということです。

執行役は、取締役会の決議により選任され、執行役規程により業務執行の範囲・内容を定めています。任期は1年です。役付き執行役(執行役会長、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役常務)及び代表執行役の選定も取締役会の決議により行われます。

〔原則4-8 独立社外取締役の有効な活用〕

指名委員会等設置会社として、2018年6月23日時点で、当社の取締役は、合計7名が任にあたっており、うち3名が社内取締役であり、4名が会社法上の社外取締役でありかつ東京証券取引所の独立役員の要件に合致した独立社外取締役です。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社の社外取締役の要件は、会社法で定められる社外取締役の要件にとどまらず、東京証券取引所が定める独立役員の要件をも満たし、かつ当社指名委員会が定める社外取締役候補の選任基準に合致していることが必要であり、これに基づいて選任されています。

当社の社外取締役からは公正かつ客観的な立場での意見が述べられ、それぞれ弁護士、公認会計士、企業経営経験者等としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしています。

〔補充原則4-11-1〕

当社の取締役会は、社内取締役に証券業の幅広い分野に長く従事してきた実務経験者、社外取締役に弁護士、公認会計士、企業経営経験者等の各分野で経験を積んだ方々を招聘することを基本とし、知識、経験、能力のバランス、多様性を保っています。

又、取締役の人員の上限を10名としています。

〔補充原則4-11-2〕

当社の取締役における他の上場会社の役員の兼任の状況については、定時株主総会招集ご通知や有価証券報告書等において開示しています。

〔補充原則4-11-3〕

当社は指名委員会等設置会社であり、その制度上からも、取締役会全体について客観的かつ適正な自己評価が行われています。具体的には、指名委員会において取締役候補選定にあたっての前提条件として取締役会全体の実効性につき評価しています。また、半期に1回、取締役の意見交換の場を設けており、さらに、各取締役へ「取締役会評価に関する質問票」によるアンケートを実施しています。これらを通じて、取締役会全体の実効性に対する分析・評価を行い、取締役会の運営に反映させています。

(「取締役会評価に関する質問票」に関する評価結果の概要については、当社ホームページ上の「第76期 定時株主総会招集ご通知 25頁」にて、ご覧いただけます。 <https://www.ichiyoshi.co.jp/stockholder/presentation>)

2017年度における取締役会全体の実効性については、取締役会は適正に運営されており、各取締役の知識、経験を活かして活発な審議が行われ、職務執行の監督が有効に機能していると評価しています。

なお、当社は、日本コーポレート・ガバナンス研究所が東証一部上場会社を対象に毎年行う、取締役会の実効性の評価も含んだ「コーポレート・ガバナンスに関するアンケート調査」による「JCGインデックス」において、5年連続で2位に選定されています。

〔補充原則4-14-2〕

当社は取締役の資質能力の維持向上のためのトレーニングが必要と考えており、この方針の下、社内取締役については、金融・資本市場、官界、政界、ジャーナリズムの各領域に精通した当社の各種アドバイザーより随時行われているレクチャー、当社が各界の専門家を招聘して組織す

る社外専門家委員会へ出席、外部のセミナーに出席や当社顧問弁護士による法律面での研修など、様々な形でトレーニングを実施しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

・株主からの問い合わせ等についての体制

広報室を担当する役員及び総務部を担当する役員が任にあたります。個人の株主からの電話による問い合わせに応答する場合、あるいは面談する場合は、広報室と総務部が窓口となって対応しています。スチュワードシップコードが適用される機関投資家からの問い合わせやIRミーティングについては、広報室が窓口になり、広報室担当役員、事案に応じて社長が対応します。

・個人の株主の方々向け直接的IR活動

定時株主総会での社長によるIRを加味した「事業のご報告」を行い、質疑応答にも十分時間をかけています。そしてその後に開催される懇談会での「当社役員とのコミュニケーション」があります。さらに、定期的ではありませんが、個人投資家向けの会社説明会に参加したり、また「ビジネスレポート」(半期毎の会社の概況やトピックスについてまとめた冊子)を送付しています。

・機関投資家株主向け直接的IR活動

国内機関投資家向けに半期に1度「機関投資家向け決算説明会」を開催しています。また、財務担当役員が直接訪問し説明を行っています。海外の機関投資家向けには、「海外IR」として社長が年1回直接訪問し、説明やディスカッションを行っています。さらに、海外の機関投資家とテレフォンカンファレンスを設営したり、内外の機関投資家の当社への訪問を受けて説明やディスカッションを行っています。なお、「インベスターズガイド」(日本語版、英語版)を毎年作成し、それぞれ内外の機関投資家への配布やIRミーティングに使用しています。

・情報開示会議の設置

これらの情報開示に際して、「情報開示会議」が設置されており、当社がプレスリリースや適時開示を行う場合に、その開示される書類を、この会議に諮り承認を得る手続きとしています。情報開示会議規程に定めをおくこの手続きを経ることによって、タイムリーで透明性の高い情報開示が図られています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村土地建物株式会社	5,298,000	12.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,523,400	3.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,434,804	3.35
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	1,382,700	3.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,273,500	2.98
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,142,100	2.67
株式会社野村総合研究所	879,968	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	790,800	1.85
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/ TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	725,000	1.69
GOVERNMENT OF NORWAY	673,900	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は2018年3月末現在です。

1. 上記大株主のほか当社所有の自己株式1,699千株があります。

2. 野村證券株式会社並びにその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、野村アセットマネジメント株式会社、朝日火災海上保険株式会社及び野村土地建物株式会社から、2013年5月20日付(報告義務発生日 2013年5月13日)で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における朝日火災海上保険株式会社及び野村土地建物株式会社以外の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

【当該大量保有報告書(変更報告書)の内容】 名称 / 所有株式数 / 所有株式数の割合

野村證券株式会社 / 54千株 / 0.12%

NOMURA INTERNATIONAL PLC / 54千株 / 0.12%

野村アセットマネジメント株式会社 / 656千株 / 1.48%

朝日火災海上保険株式会社 / 56千株 / 0.13%

野村土地建物株式会社 / 5,298千株 / 11.92%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名

【社外取締役に關する事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
五木田 彬	弁護士											○
掛谷 建郎	他の会社の出身者											○
石川 尚志	他の会社の出身者											○
櫻井 光太	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

五木田 彬	○	○	○	○	同氏は、五木田・三浦法律事務所の弁護士及び三和ホールディングス株式会社の社外取締役を務めています。	同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元検事及び弁護士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただくことが必要であると判断して社外取締役に選任しました。 また、同氏及びその近親者は、当社関係会社の業務執行者、当社の主要取引先の業務執行者、あるいは当社の主要株主もしくはその業務執行者ではなく、当社と役員報酬以外の金銭等の授受は存在しません。以上から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。
掛谷 建郎	○	○		○	同氏は、株式会社掛谷工務店の代表取締役社長及び北おおさか信用金庫の非常勤理事を務めています。	同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元日本経済新聞記者及び現企業経営者としての豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただくことが必要であると判断して社外取締役に選任しました。 また、同氏及びその近親者は、当社関係会社の業務執行者、当社の主要取引先の業務執行者、あるいは当社の主要株主もしくはその業務執行者ではなく、当社と役員報酬以外の金銭等の授受は存在しません。以上から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。
石川 尚志			○	○	同氏は、エス・アールホールディングス株式会社の代表取締役社長を務めています。	同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元証券会社社長としての豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただくことが必要であると判断して社外取締役に選任しました。 また、同氏及びその近親者は、当社関係会社の業務執行者、当社の主要取引先の業務執行者、あるいは当社の主要株主もしくはその業務執行者ではなく、当社と役員報酬以外の金銭等の授受は存在しません。以上から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。
櫻井 光太			○	○	同氏は、櫻井光太公認会計士・税理士事務所の公認会計士・税理士です。 同氏は、当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人と合併したセンチュリー監査法人に1991年10月から2000年3月まで在籍していました。 また、同氏は当社と取引があったデジタルガレージ社に2002年9月から2010年9月まで、業務執行を行う取締役として在籍していました。	同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、公認会計士・税理士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていただくことが必要であると判断して社外取締役に選任しました。同氏は、当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人と合併したセンチュリー監査法人に1991年10月から2000年3月まで在籍していました。センチュリー監査法人は、2000年4月太田昭和監査法人と合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなりました。2001年7月、同法人は名称変更し、新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)となりました。従いまして、当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人でありますが、同氏は新日本有限責任監査法人と特別の利害関係はありません。また、同氏が2002年9月から2010年9月まで在籍していましたデジタルガレージ社は、当社が2000年12月に主幹事証券として、2011年7月には幹事証券として引受手数料を受領していました。しかしながら、同氏は現在デジタルガレージ社と特別の利害関係はありません。 また、同氏及びその近親者は、当社関係会社の業務執行者、当社の主要取引先の業務執行者、あるいは当社の主要株主もしくはその業務執行者ではなく、当社と役員報酬以外の金銭等の授受は存在しません。以上から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

更新

全委員(名)

常勤委員(名)

社内取締役(名)

社外取締役(名)

委員長(議長)

指名委員会	3	1	1	2	社外取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査委員会	3	1	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	3名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
小林 稔	あり	あり	×	×	なし
立石 司郎	なし	あり	×	×	なし
小山 徹	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設けています。
監査委員会室には、監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助することとしています。
また、執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得ることとしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-------------------------	----

< 監査委員会と会計監査人の連携状況 >
監査委員会は、会計監査人より年間監査計画の提出を受け、監査方針や重点監査項目等についての報告を受けています。会計監査人より監査結果や内部統制システムの状況について定期的に報告を受けるほか、適宜会計監査人と意見交換を行うなど、緊密な連携を維持しています。

< 監査委員会と内部監査部門の連携状況 >
監査委員会は、内部監査部及び検査部(以下「内部監査部門」という)より、内部監査・検査方針及び計画の提出を受けています。また、内部監査・検査の結果につきましては、原則月1回以上開催する監査委員会において、内部監査報告書・検査報告書の提出、及び詳細な内容説明を受けるほか、必要に応じて内部監査部門と適宜会合を設け、情報の共有化を図るなど、監査機能の有効性・効率性の確保に努めています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は、経常利益、当期純利益をベースに支給総額を決め、各役員と面談し業績貢献度、職務執行状況を評価して担当職務別及び役位別に各人の報酬額を決定しています。
株式関連報酬は支給に伴う効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-----------------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材の確保を目的として実施しています。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年3月期における役員報酬等の内容は、取締役7名に対して295百万円(うち、社外取締役4名に対して、89百万円)、執行役2名に対して68百万円でした。
 連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は開示しておりません。
 役員報酬の額については、有価証券報告書、事業報告において開示しており、これらの開示書類は当社ホームページ上でもご覧いただけます(事業報告は、「第76期 定時株主総会招集ご通知 42頁」にて、ご覧いただけます。https://www.ichiyoshi.co.jp/stockholder/presentation)。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・基本方針
取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。
- ・報酬の内容
当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」(単身赴任住宅補助等)とする。
- ・各報酬の決定に関する方針
報酬委員会において以下の報酬を決定する。
 - () 月例基本報酬
月例基本報酬は、経済情勢、当社の状況、従業員の給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により各々の基本水準を設定し、各役員と面談し経営戦略の実行度、経営貢献度、業務成績等を評価して、各人の報酬額を決定する。
 - () 業績連動報酬
業績連動報酬は、経常利益、当期純利益をベースに支給総額を決め、各役員と面談し業績貢献度、職務執行状況を評価して担当職務別及び役位別に各人の報酬額を決定する。
 - () 株式関連報酬
株式関連報酬は支給に伴う効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。
 - () 金銭以外の報酬
単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に支給するものとする。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対する連絡及び報告につきましては、以下の体制となっています。
 取締役会、報酬委員会及び指名委員会に関する連絡及び報告は、秘書室にて対応しています。
 監査委員会に関する連絡及び報告は、監査委員会室にて対応しています。
 各種会議へ出席する体制としており、出席できなかった会議についての資料等は、担当部署より社外取締役へ送付することにより、情報の共有化が図れる体制としています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

その他の事項

記載対象者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

< 企業統治の体制の概要 >

当社は、経営の効率性の向上とガバナンス機能の強化を図るため、指名委員会等設置会社制度を採用しています。これは、経営の業務執行と経営の監督機能という役割を明確に分離した組織形態となっています。

経営の業務執行は、取締役会により選任された執行役が行います。執行役は、取締役会より委任を受けた事項について、業務執行の決定を行うことができ、迅速な意思決定と機動的な業務執行を行うことが可能となります。執行役員は、執行役会の決定に従い、担当執行役の指示の下に業務執行を行っています。

経営の監督機能は、社外取締役が半数を占める取締役会が行います。

また、当社及び子会社各社における内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会を設けています。

取締役会

社内取締役3名と社外取締役4名で構成されています。取締役会では、経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経営における重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務の執行を監督しています。取締役会は、原則として毎月1回開催します。

執行役会

執行役3名をもって構成されています。執行役会では、執行役が取締役会より委任された事項を決議するとともに、各執行役間の調整と意思統一を図ることにより、業務執行の推進を図っています。執行役会は、原則として毎月2回開催します。

各種委員会について

当社は指名委員会等設置会社制度を採用しているため、社外取締役が過半数を占める法定の三委員会を設置しています。各委員会の構成及び役割等については、以下のとおりです。

< 法定三委員会 >

指名委員会

取締役会長と社外取締役2名で構成されており、委員長は社外取締役が務めています。指名委員会では「指名委員会規程」に基づき、株主総会に議案として提出する取締役の選任及び解任について審議・決定しています。指名委員会は、原則として毎年2回以上開催します。

監査委員会

社外取締役3名で構成されています。監査委員会では、取締役及び執行役の職務執行の監査並びに監査報告の作成、株主総会に議案として提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことについての決定等を行います。また、監査委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役の意思決定の適法性・妥当性の監査、内部統制システムの整備状況等についての監査を行っています。監査委員会は、原則として毎月1回以上開催します。

報酬委員会

取締役会長と社外取締役2名で構成されており、委員長は社外取締役が務めています。報酬委員会では「報酬委員会規程」に基づき、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容について審議・決定しています。報酬委員会は、原則として毎年2回以上開催します。

< その他委員会 >

経営委員会

取締役及び執行役の中から取締役会議長が指名する者をもって構成されています。経営委員会は、取締役会の諮問機関であり、円滑な会社経営が行われることを目的として経営に関する重要事項、緊急を要する事項を報告・審議します。

内部統制委員会

社内取締役2名、社外取締役1名と執行役員1名で構成されています。内部統制委員会では、当社及び子会社各社における内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制方針の策定及び内部統制に関する個別重要事項等の審議を行っています。内部統制委員会は、原則として毎月1回開催します。

社外専門家委員会

当社から独立した人格・識見ともに優れた社外者の中から取締役会で選任された5名の委員をもって構成されています。社外専門家委員会では、取締役会が求める当社の経営に関する重要事項について、当社経営から独立し、中立公平な観点から審議を行い、取締役会に対して助言及び提言しています。社外専門家委員会は、原則として3ヶ月に1回以上開催します。

< その他の会議体 >

内部統制委員会の下部組織として、リスク管理会議(全社的なリスク管理に関する事項について協議・対応する)、及びコンプライアンス会議(部署ごとのリスクの洗い出しや検討、周知事項の徹底等を行う)を設置しています。また、執行役による決議機関として、情報開示会議(重要な情報が発生した場合に、ステークホルダーに対し、適正に網羅的かつ適時な情報開示体制を整備し運用する)及びIT会議(システム投資やその運用に関する事項及び情報セキュリティに関する事項を審議する)等を適宜開催しています。

< 社外取締役のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能・役割及び内部監査、監査委員会監査、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係 >

当社社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性、中立性を持つ立場から経営の監督機能を果たす役割、及び専門的な知識・経験等を経営全般に活かす役割を担っています。

当社は指名委員会等設置会社制度を採用しており、法定三委員会は3名以上の委員で構成され、その過半数は社外取締役となっています。

社外取締役は、取締役会や経営委員会等において業務執行部門の各種報告を受けるとともに、内部監査部門、内部統制部門及び会計監査人等との意見交換や議論を通じて連携を図り、経営監視機能の充実と確保に努めています。

< 会計監査の状況 >

2018年3月期に会計監査業務を執行した公認会計士は、伊加井真弓氏(継続監査年数4年)、福村寛氏(継続監査年数1年)であり、所属する監査法人は新日本有限責任監査法人でした。監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他の補助者6名でした。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

指名委員会等設置会社は、当社が推進して参りました経営意思決定の透明性・機動性、業務執行の迅速性・実効性、及び業務執行に対する監督強化など、コーポレート・ガバナンス体制として最も相応しい形態であると判断し、2003年6月より採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今期(2018年6月開催)は、株主総会の日の24日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2001年から、多くの株主の方に出席していただけるよう株主総会を土曜日に開催しています。総会終了後には、株主懇談会を開催するなど株主の皆様とのコミュニケーションを図っています。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主の方でも議決権を行使できるよう、インターネットによる議決権電子行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年6月開催の株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただいています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集ご通知を作成し、当社ホームページに掲載しています。
その他	いち早い情報提供の観点から、発送日より前に招集ご通知の和文及び英文を当社ホームページに掲載しています。 株主総会においては、当社をより理解していただくため、プロジェクターを使用して決算の状況はもとより業績の推移や今後の計画など分かりやすく説明を行うなど、積極的なディスクロージャーに努めています。 また、単元株(100株)以上をお持ちの株主様に、株主優待としてカレンダーをお送りしています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主、お客様を始めとするあらゆるステークホルダーのために、当社の状況を的確かつ迅速に開示していくことが経営の重要課題であると認識し、金融商品取引法その他の法令・諸規則、ならびに当社のクレド(経営理念・経営目標・行動指針)に則り、正確、公平かつタイムリーな情報開示に努めています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的ではございませんが、個人投資家向けの会社説明会に参加し、経営戦略、財務状況、配当政策など資本政策等についての説明を行っています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2000年より経営戦略、財務状況、配当政策など資本政策等についての説明会をアナリスト及び機関投資家向けに年2回開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表者自身が海外の機関投資家を訪問し(2005年から2009年は英国及び米国、2013年から2016年は米国、2017年は英国を訪問)、海外IRを実施いたしました。 2018年も海外IRの実施を予定しています。 また、ホームページに英語版のページを設け、財務資料やプレスリリースを開示しています。更に、海外機関投資家からのヒアリング目的の来訪を積極的に受け入れ率直な意見交換を行っています。電話による現地からの問合せにも対応しています。海外IRにつきましては、今後も継続して実施する予定となっています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、有価証券報告書、適時開示資料、決算説明資料、株主総会資料、インベスターズガイド等、IRに関する資料を積極的に掲載しています。また、適時開示資料、決算説明資料、株主総会招集通知、インベスターズガイドについては、英文資料も掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室にて対応しています。	

その他	ビジネスレポートやその他の簡易版の会社案内なども作成しています。
-----	----------------------------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2006年3月24日に当社グループのクレド(経営理念、経営目標、行動指針)を制定し、主要なステークホルダーについてそれぞれを尊重することを宣言するとともに具体的な行動指針を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「持続可能な開発目標」(SDGs)への取り組み 昨今、「持続可能な開発目標」(SDGs)が国連総会で採択され、世界中の国々が貧困、不平等・格差、気候変動のない世界をめざす17の目標達成に向けて動き出しています。一方、企業は社会の一員としてますますその役割と影響力が増しており、企業が社会価値の創造を果たしているのかについて、社会の関心が非常に高まりつつあります。このような新しい時代の流れの中で、サステナビリティ向上にむけた努力と、その結果としてのESG(E:環境、S:社会、G:ガバナンス)情報の積極的な開示は、社会の一員としての重要な責務であり、企業価値の向上にも欠かせないと考えています。当社は、日本の新興市場を中心とした成長企業のリサーチについて、グループ全体で長く蓄積してきた強みがあります。「よりよい未来のために、次世代を担う成長企業を発掘し応援していくこと」が私たち証券業に携わる者の使命であり、本業を通じて大きく貢献できる分野です。また、当社が2006年に制定しました「いちよしのクレド」は全役職員の共通の価値観の源であり「社員のために」「お客様のために」「株主のために」「社会のために」と各ステークホルダーに対する誓いを表明し、「いちよしマングローブの森プロジェクト」などの「次世代」をテーマにした社会貢献活動、その他、様々な取り組みを行ってまいりました。しかしながら、グローバル基準で見ると、「環境」「社会」「ガバナンス」を網羅したポリシーの表明や、取り組みに不足があると考えています。そこで、私たちは社会からいっそう必要とされる存在となるために、当社の持続可能な成長のための経営上の課題としてサステナビリティ重要課題を特定しています。 「サステナビリティ重要課題」への取り組みについて 環境 ()気候変動:いちよしマングローブの森プロジェクト、気候変動被害を受けるコミュニティ支援プロジェクト ()環境保全:環境に配慮したFSC(R)森林認証紙使用、植物油インクの使用、名刺への再生紙使用 ()温室効果ガスの排出削減:冷暖房の温度の適正化、省エネ型商品・機器の利用、社有車のエコカーへの切替 社会 ()健全かつ持続可能な資本市場への貢献:高品質な金融サービスの提供、環境・社会的課題に対応する商品・サービスの提供、顧客保護と情報セキュリティ、金融リテラシーの向上 多様性を尊重した人材の育成:人材育成、ダイバーシティ、働きやすい職場づくり、女性活躍推進 ()盲導犬の育成:いちよし盲導犬育成プロジェクト ()人道医療支援:ラオス小児医療プロジェクト ()教育支援:校舎建設プロジェクト ガバナンス ()コーポレート・マネジメント:コーポレート・ガバナンスの強化 ()リスク・マネジメント:リスク管理体制の整備・強化、財務の健全性と透明性の確保、環境・社会リスクへの対応 ()コンプライアンス:法令遵守と違反の報告、公正な金融取引の徹底、贈収賄の防止、マネーロンダリングの防止
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等につきましては、2009年2月1日にディスクロージャーポリシーを制定し、情報開示の基本方針等を定めています。

女性の活躍に関する現状・取組み等について

当社では、女性がいいきと活躍し、管理職を目指すための雇用環境の整備に取り組んでおります。具体的には、管理職(課長級以上)に占める女性割合15%以上を目指し、そのために継続勤務年数の男女差縮小に向けた環境整備と管理職に占める女性割合を高めるための施策を実施してまいります。

当社では、2018年4月1日現在で、1名の女性アドバイザー本部長と1名の女性支店長を含む55名の女性が管理職クラスとなっています。これは、全管理職クラスの13.3%となります。

また当社では、女性活躍の支援として、女性が仕事と子育てを両立させ長く働き続けることができるように、出産準備休暇等の休日休暇および短時間勤務制度等の福利厚生制度充実を図っています。

さらに、女性の雇用機会を促進する支援として、結婚、出産、育児等を理由に当社を退職した女性を再雇用する「リターン・トゥ・ワーク制度」を導入しております。

「お客様信頼向上委員会」の設置について

当社は、2006年に「クレド」(企業理念)を制定し、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」を経営理念とし、「常に、お客様の立場に立ち、まごころを込めて、アドバイスをを行います。」、「社会や市場の変化に対応し、質の高い商品やサービスを提供します。」というお客様に対する目標を掲げ、企業活動に取り組んで参りました。

この取り組みをさらに強化・実践するため、2017年5月に「お客様信頼向上委員会」を新たに設置いたしました。お客様目線で業務を見直し、サービス・商品についての改善を図ることにより、引き続きお客様からの信頼向上に一層努めて参ります。

「働きやすい・やりがいのある職場」作りの取組みについて

新中期経営計画を達成し、金融・証券界の「ブランド・ブティックハウス」を目指すためには、社員の意欲を一層向上させ、生産性やパフォーマンスを高めることが必要最低条件と考え「働きやすい・やりがいのある職場」の実現に取り組んでおります。

具体的には、業務のやり方、人事制度や労働条件等を見直し、順次実行して参ります。すでに実行したものは、毎週金曜日定時退社、時間外労働の抑制策、有給休暇の取得の促進、特別休暇の見直し、万一の傷病時のサポート策の導入、研修制度の拡充や社員寮などの施設のリニューアルなどです。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の企業活動を通じて全てのステークホルダー（株主、顧客、各種取引先等）に適切に報いるためには、内部統制システムが効果的に機能する経営組織体の構築と運営が最も重要であると認識しています。このような基本的な考えに基づき、以下のとおり内部統制システムに関する事項を定め、添付の模式図に表されるとおり会社の機構・組織を構築しています。

< 当社監査委員会の職務の執行に関する体制 >

当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。

当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。

当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の指示の実効性を確保することを目的として、監査委員会室の使用人は専任とし、「監査委員会規程」に基づき監査委員の指示により、監査活動の補助を行わせる。

当社監査委員会への報告に関する体制

- () 当社の役職員は、当社監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに当該監査委員若しくは監査委員会に報告を行う。
- () 当社及び当社子会社の役職員は、当社及び当社子会社において、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。
- () 当社及び当社子会社の役職員から、会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのあることにつき報告を受けた者は、書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

当社監査委員会に報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前記 の報告を行った役職員は、当該報告を行ったことにより不利な扱いを受けないことを「就業規則」等に規定する。

当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務について、当社に対し費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、原則として速やかに当該費用の支払いを行う。

当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- () 監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会及び経営委員会に出席する。
- () 監査委員長は、内部統制委員会に委員として出席する。
- () 監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。
- () 監査委員会の委員は、「監査委員会規程」に基づき、役職員の職務執行状況、当社子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- () 監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど関係を図る。

< 当社執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 >

当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- () 「執行役規程」に従い、執行役の職務の執行に係る重要文書の適正な保存・管理を行う。
- () 「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人情報及び個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等諸規程に従い、執行役の職務の執行に係る情報管理の徹底を図る。

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- () 「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。
- () リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに、定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。内部統制委員会の委員長は必要に応じて取締役会に報告する。
- () 災害発生時のリスクに対応するため、「BCP(事業継続計画)」に関する規程を定め、事業の継続を確保するための体制を整備するとともに、防災教育並びに防災訓練を計画的に推進し、防災意識の高揚を図り、災害発生時等に備える。
- () 災害発生時等により、本社の業務体制の維持、継続が困難となった場合等には、BCP対策本部を設置し、被害の軽減化と対応を図り、速やかな業務再開を行う。

当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- () 業務執行力のより一層の強化、少人数の執行役による機動的な意思決定、及びその職務執行が効率的に行われることを確保するため、執行役を補佐する執行役員制度を導入する。
- () 当社取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努め、定期的に当社の執行役による業務報告を受ける。

当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」を制定し、使用人への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。
- () 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。
- () 取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、これらの実効性について状況把握に努める。
- () 法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行うとともに周知徹底を図る。
- () 内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。

< 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 >

当社子会社の取締役等(取締役、執行役員)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- () 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の重要な事項等について、当社への報告を義務付ける。
- () 関係会社社長会を開催し、当社と当社子会社間の情報共有に努める。

当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理規程」にて当社子会社のリスク管理体制について規定し、体制の整備に努める。

当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- () 当社子会社の取締役等の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。
- () 当社子会社においては、業務執行力のより一層の強化、少人数の取締役による機動的な意思決定、及びその職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役を補佐する執行役員制度を導入する。
- () 当社の取締役会は、定期的に当社子会社の取締役から業務報告を受ける。

当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 当社子会社においても「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」を制定し、役職員への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。
- () 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。

その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

- () 当社は、経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。
- () 当社は、内部統制委員会で、内部統制に関する事項の審議を行う。
- () 当社及び当社子会社の業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設置する。

< 当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制 >

当社及び当社子会社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を行うため、財務諸表に係る内部統制システムの構築・整備を行い、継続的に評価するとともに、不備があれば必要な是正を行い、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。

当社及び当社子会社は、反社会的勢力による被害を防止するため「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」を策定し公表する。

当社は、本社及び各支店において不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努める。

当社は、警察、暴力追放運動推進センター、証券保安対策支援センター及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取組む。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

以前導入していた「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について(買収防衛策)」については、2016年6月25日開催の第74期定時株主総会の終結の時をもって有効期限満了により廃止しております。

なお、今後とも、当社株券等に対して大規模買付行為がなされた場合は、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努め、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を適切に講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

【取締役候補者の選任理由】

氏 名	選任理由
武樋 政司	武樋政司氏は、野村證券(株)常務取締役、当社代表取締役社長などを歴任し、2012 年より当社取締役（兼）執行役会長として、2018 年 4 月からは当社取締役会長として当社並びに当社グループ全般の経営と監督を担っております。 同氏が社内取締役選任基準を満たしていることやこれまでの実績と経験を踏まえ、証券会社や証券業界全般にわたる幅広い見識と優れた経営力を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者といたしました。
小林 稔	小林稔氏は、野村證券(株)常務執行役、野村グループ会社社長を歴任し、2015 年より当社副社長としてリテール部門を管掌し、2016 年 4 月から当社取締役（兼）代表執行役社長として主に業務執行の代表者として経営を担っております。 同氏が社内取締役選任基準を満たしていることや実績を踏まえ、証券業務に精通した知識や経験による優れた業務執行能力を当社の経営に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者といたしました。
立石 司郎	立石司郎氏は、1986 年に当社に入社し、各分野を歴任し、2012 年からは執行役常務としてアドバイザー部門、2015 年からは管理・企画部門を管掌し、2017 年より当社取締役(兼)執行役常務となり、2018 年 4 月よりリテール部門を担っております。 同氏が社内取締役選任基準を満たしていることや実績を踏まえ、当社各分野の要職を経験したことによる優れた見識を当社の経営に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者といたしました。
五木田 彬	五木田彬氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。 同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元検事及び弁護士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者といたしました。 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって 8 年となります。
掛谷 建郎	掛谷建郎氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。 同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元日本経済新聞記者及び現企業経営者としての豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者といたしました。 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって 8 年となります。
石川 尚志	石川尚志氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。 同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元証券会社社長としての豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者といたしました。 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって 6 年となります。
櫻井 光太	櫻井光太氏は、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。 同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、公認会計士・税理士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者といたしました。 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって 7 年となります。

